参考－３

最上川水系流域委員会に関する傍聴規定

１．最上川水系流域委員会は公開とする。

２．会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

３．会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。

（１）傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。

（２）傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとする。

（３）一般傍聴人の定員は、会場の状況により委員長が判断するものとする。

（４）次の事項に該当する者は、傍聴席に入ることができない。
ア．危険な物を携帯している者
イ．張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
ウ．酒気を帯びていると認められる者
エ．その他委員会の会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（５）傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
ア．委員会の会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
イ．騒ぎ立てる等、委員会の会議を妨害しないこと。
ウ．鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
エ．飲食又は喫煙をしないこと。
オ．他人の迷惑となる行為をしないこと。
カ．その他委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為はしないこと。

（６）傍聴人は、委員会で非公開とする議題があったときは、委員長の指示により速やかに退場しなければならない。

（７）傍聴人は、委員会の傍聴に当たっては、委員長及び事務局の指示に従わなければならない。

（８）委員長は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。